

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [パワーハラスメント](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

## パワーハラスメント

### 30 パワーハラスメント

**Q** 私は、今年の4月の異動で職場を変ったところ、異動直後の仕事上のミスをきっかけとして上司からたびたび叱責され、最近では「給料どろぼう」とか「顔を自分の前に見せるな」等の罵倒を職場の同僚の前で浴びせられ、精神的に追い詰められた状態になっています。会社に対してどのような請求ができるか教えてください。

POINT

- パワーハラスメントは、職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいいます。
- パワーハラスメントの予防・解決についてふだんから会社は取り組む必要があります。
- パワーハラスメントに対しては、労災申請や損害賠償請求もできます。



#### 1. パワーハラスメントについて

**A** いわゆるパワーハラスメントについては、最近の厚生労働省の実態調査（平成24年12月12日発表）によると、パワーハラスメントに該当する事案のあった企業は回答企業全体の32.0%、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した従業員は回答者全体の25.3%と深刻な問題となっています。

パワーハラスメントに関しては、厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」（平成24年3月15日）において、「職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精

神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう」と概念化されています。ここで「職場内の優位性」とは、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など様々な優位性を背景に行われるものが含まれます。同報告書では、行為類型として、①暴行・障害（身体的攻撃）、②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的攻撃）、③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）、④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害、⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと、⑥私的なことに過度に立ち入ることがあげられています。

#### 2. パワーハラスメントの予防・解決

以上のようなパワーハラスメントについては、業務上の指導との線引きが難しいですが、業務の適正な範囲を超え、人格を否定するような言動や過度の感情的な言動がないか、会社は、管理職の部下に対する言動については、その内容・態様について常に把握・指導しておく必要があります。

#### 3. パワーハラスメントへの対応

パワーハラスメントについては、会社に対して苦情処理を申し立てるとともに、パワーハラスメントにより労働者が精神障害に陥った場合には「心理的負荷による精神障害の認定基準」（平23-12-26基発1226第1号）に該当すれば、労災認定されますし、使用者に対して安全配慮義務違反等を理由とする損害賠償請求もできます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.